

鳥取市動物愛護センター施設費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市動物愛護センター施設費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益財団法人動物臨床医学研究所（以下「研究所」という。）が運営する保護動物の飼養施設「人と動物の未来センターアミティエ」の施設等の整備を図ることにより、本市の動物愛護センター機能業務の円滑な執行を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う研究所に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の合計額以下とする。

3 本補助金は、第5条による交付決定の時期にかかわらず、交付申請を行った年度の4月1日以降の補助事業に要する経費の額を補助の対象とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、補助事業毎に別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(完了届の時期等)

第8条 規則第10条第2項の届出は、補助事業の完了の日から20日以内に行わなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第4号により申請するものとする。

3 第5条第1項の規定は、規則第16条の承認について準用する。

(収益納付)

第11条 補助事業は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、第10条第1項に定める期間を経過するまでの間、様式第5号による財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

(免責)

第13条 市は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 重要な変更
施設整備事業	人と動物の未来センターアミティエの、市動物愛護センター機能の維持に係る施設及び設備に対する資本的支出並びに修繕又は改良（維持管理又は原状回復）に要する経費として市が必要と認める経費	100分の16.9	補助対象経費の3割を超える減額に係るもの及び本補助金の増額に係るもの

様式第1号（第4条、第9条関係）

年度 鳥取市動物愛護センター施設費補助金事業計画（報告）書

1 事業内容

事業区分	事業の概要	事業費及び算定基礎	摘 要
計			

注 収支予算書として提出する場合は、事業毎に各事業に係る予算の概要が分かるよう記載すること。
実績報告書として提出する場合は、収支決算書に準じた事業費及びその明細（任意の様式で可）を添付すること。

2 他の補助金の活用

活用の有無	活用する補助金名	助成元の団体名、連絡先
有 ・ 無		

注1 本補助事業に係る他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください

注2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 事業（予定）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 事業実績写真（実績報告書に限り添付）

注 事業実績が把握できるよう、前後の写真を添付すること。

様式第2号（第4条、第9条関係）

年度 鳥取市動物愛護センター施設費補助金事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度決算額) (B)	比 較 (A) - (B)	備 考
市補助金 県 費 自己資金 ・・・				
計				

※収入科目については適宜変更・追加してください。

2 支出

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度決算額) (B)	比 較 (A) - (B)	備 考
計				

※支出科目については適宜変更・追加してください。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

公益財団法人動物臨床医学研究所
理事長

年度鳥取市動物愛護センター施設費補助金控除税額確定報告書

鳥取市動物愛護センター施設費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 （ 年 月 日付 第 号による額の 確定通知額）	金 円
2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税 額を超えるときは、当該交付決定控除税額）	金 円
3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控 除税額	金 円
4 補助金返還相当額 （3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対 象経費の額	金 円

注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

公益財団法人動物臨床医学研究所
理事長

取得財産処分承認申請書

年度鳥取市動物愛護センター施設費補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取市動物愛護センター施設費補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

財産管理台帳

事業実施主体名 公益財団法人動物臨床医学研究所
(円)

補助金名					事業実施年度			年度				
機械・施設等の名称	設置個所	事業量	着工年月日	総事業費	負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
					市費	県費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	

- (注) 1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内用欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の名称または補助金返還額を記入すること。
4 この書式より難しい場合は、処分制限期間内欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。